

明治の法律と法律學

穂 積 重 遠

財團法人明治聖德記念學會の御趣旨に就きましては、かね／＼加藤博士から伺つて居りましたが、洵に結構な御企であると考へて居るのであります。此明治の聖代なるものゝ永久に記念せらるべきものであるといふことは申すまでもないこととございまして、此明治の時代といふものは吾々が最も研究しなければならぬ時代である。然るにそれが今の所まだ餘り十分には研究されて居らない。却て時代が近い爲に燈台下暗しの有様であります。之を今の中に十分に研究して置きませぬと、將來研究しようと思つても材料が散逸してしまつて研究が出来ぬことになります。そこで此會の仕事としまして明治時代を十分に研究なさるのは最も大事なことであらうと思ふのであります。私の専門の方面に於きましても法制史といふ研究がございしますが、今までの法制史では先づ以て大寶律令の研究、段々と近くへ來ましては徳川幕府時代の研究といふ所まで來て居りますが、明治法制史の研究がまだ十分に出來て居りませぬ。之を是非やらなければならぬといふことを考へて居りますが、まだ一向手を附けて居る次第ではありませぬ。そこへ丁度此會の御催しがありましたから、取敢ず「明治の法律と法律學」と題しまして、極大

雜把なことを申上げて見るのであります。

法律なるものも範圍は非常に廣いことは御承知の通りであります。明治時代の法律といへば非常に澤山であります。法令全書を積上げて見たならば大した高さになります。それを一々申上げますことは勿論出来ませぬ。明治時代に於て最も大事な法律は帝國憲法であります。此憲法の出来上つた由來等に就きましては今まで色々の方から説かれて居りますし、又私は自分の専門にして憲法の方をやつて居りませぬから、憲法の御話は今日は御預りに致して、法律のもう一つの大事な方面に就て申上げて見たい。それは即ち民法であります。法律を大雜把に分けますと公法と私法と斯う分けるのであります。公法私法の區別に就ても學者の間に段々と議論がありますが、極大雜把に申した所、吾々の生活に二つの方面がある。國家を組織し國家の一員として活動するといふ色彩の強い方面がある。例へば國家の官吏になる、軍人になる、兵役に出る、或は租税を納めるといふやうな吾々の生活の方面がある。其吾々の生活方面を假に名づけていへば國家生活であつて、之を規律する法律が公法、其公法の根本法が憲法であります。又吾々の生活の他の方面は人間としての生活であります。即ち極卑近な所で飯を喰ふ、金の貸借をする、買物をする、結婚をする、親子の間柄、斯ういふ風な生活がそれあります。これは人間としてといふ色彩が日本國民としてといふ色彩よりも濃い生活でありまして、飲食結婚等は何處の國民と雖も根本に於て違ひはないのであります。其方面のことを決めて居る法律を私法といひまして、其根

本原則が民法なのであります。今吾々は民法々典として一千百四十六條といふ大法典を有つて居りますが、如何にして吾々が今日民法典なる大法典を有つに至つたか、其由來を申上げて見たいと思ひます。併ながら私は明治の初めの昔嚙をする程の年寄りではございませぬ。事實に就ては一向確かなことは存じませぬ。其上今日短い時間で事實の細かいことを申上げますことは出来難いことでありますから、私が茲で申上げますのは、事實を申上げるのが主ではなくして、吾々の考が法律の上にごういふ風に動いて來たかといふ思潮の方面を申上げる積りなのであります。其意味で御聴取を願ひます。

明治維新になつて當時の政治家達の頭腦に先づ浮んだことが、法律を拵へなければならぬと云ふことであつたらしい。其事に就ての一番の功勞者が御承知の江藤新平であります。此江藤新平なる人は惜しい哉末路を宜くしなかつた人でありますが、明治の法律に就ては第一の殊勳者といつて宜からうと思ひます。明治の初めに江藤新平が司法卿となりまして、早速大法典を拵へなければいかぬといふことを考へた。それが明治三年のことで、江藤新平は當時のフランス法律學者として第一人者といつて宜いか或は唯一といつて宜いかと思はれる箕作麟祥博士に命じてフランス民法を翻譯させた。フランス民法は御承知の通り英雄ナポレオンの拵へた千八百四年に出來た大法典で、今日から申すと古い法律であります。今でも此法律はフランスに行はれて居ます。ナポレオンが大豪傑で而して末路を宜くしなかつたといふ所から大變にフランスに人氣がある。其ナポレオンの拵へた法律であると云ふので新し好きのフラン

ス人も之を非常に大事にして、もう百二十年も経つた法律でありますから大分時勢に合はない所があるが、それを段々と切貼りして今日も用ゐて居る。其フランス民法典を江藤新平が箕作麟祥博士に命じて邦譯させた。江藤新平は非常に性急な人であつたさうで、「誤譯は厭はず唯速譯せよ」と催促したこのことであります。さうして江藤新平はフランス民法のフランスと書いてある所を日本若くは帝國と書き換へただけで其儘我國に行はうと云ふ意氣込だつたと云ひます。今日から申しますと飛んでもない考のやうでありますけれども、これには又それだけの根本眞理があるのであります。併し其事は後に譲りませう。兎に角江藤新平はさういふ大膽な企をしましたが、其中に例の征韓論で辭職するといふことになつて、フランス民法輸入計畫も其儘になつてしまひました。然しながら民法といふ吾々の日常生活の根本法律を拵へなければならぬといふ宿題がこゝに残されて其後を襲がれた代々の司法卿殊に今の司法大臣の先代大木喬任卿は此事業に骨折られたのであります。何分其時分には我國の法律學が發達して居ないので、日本人の手だけでは法典編纂がむづかしい所から、フランスの法律學者ポアソナードを頼んで來まして、箕作麟祥博士等と共に民法を起草させたのであります。其間に段々と經緯がありますが、明治二十三年に民法草案が出來上つて、今第一回の帝國議會が開かれようといふ間際に法律として發布されたのであります。當時の政府の考では之を議會の問題にすると折角出來た法律の施行が遅れるといけないといふのでありませう。議會を目の前に見ながら民法を發布して明治二十六年から實施すると云ふこ

とにしました。さうするとそれに對して忽ち反對論が出ました。既に其前年あたりから反對論が起つて居たのですが、議會が開けると忽ちそれが議會の問題になり、明治二十五年の第三帝國議會で非常な大議論のあつた末折角出來上つて一旦公布までした民法の施行を延期するといふことになつたのであります。是が明治の法制史中の一大事件たる民法施行延期問題であります。之に就ては色々経緯があるのであります。精しい御話は略しまして、どういふことが議論の種になつたかといふと、詰り其民法なるものはフランス民法の模倣だからいけないと云ふのであります。尤も江藤新平の考のやうにフランス民法其儘ではなく、親族法、相続法の部分に就ては日本流が加味されて居ますが、何といつてもフランス式の民法であることは疑ない。そこで之に對して其當時我國の法律學者の大部分を占めて居たイギリス流の法律を學んだ連中が主として之に反對をした。フランス法に對する反感もあり、外國法の繼受到對する反對もあり、又斯様な大法典の實施は重大なことであるのに、十分に研究もしないで突然拵へるのは早過ぎるといふ論もあり、さう云ふ色々の考が一緒になつて有力な反對論を形づくつた。それに對してフランス學派の人々は又極力反駁し、所謂斷行派と延期派とが鏑を削つて争つたのであります。併し此争は實に立派な争であつたらしい。全く主義主張の争ひで、其當時勿論既に政黨政派も出來て居りましたが、此争ひは全く政黨政派を超越した所謂君子の争でありました。所で到頭議會で延期派の方が勝を占めて、それでは折角出來上つた民法だが一先づ施行を延期して更に一層善い民法を拵へようぢやない

かといふ話になると、今まで争つて居つた兩派が忽ち手を握つて、延期派も、斷行派も、即ち學派でいへばイギリス法學派、フランス法學派、それから其當時ヤット盛になり出したドイツ法學派の人々が一致協力して民法典編纂の大事業に従ひました。其民法典が出来上つたのが明治三十一年で、同年七月十六日から施行されました。これが則ち現行民法で千百四十六個條の大法典であります。(未完)



山を貰ひ島を抱いて春の海 ひさし

紅塵の巷に暮るゝ花火かな 同

晒井や清僧の酌むあかの水 同

名こそだに咲く河骨の優雅かな 岩 水